

○白井市附属機関規則【抜粋】

平成24年12月28日

規則第39号

(趣旨)

第1条 白井市附属機関条例（平成24年条例第24号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、市長の所管に属する附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(略)

(庶務)

第3条 附属機関の庶務を処理する機関は、別表のとおりとする。

(略)

別表（第3条関係）

附属機関	庶務担当機関
白井市指定管理者選定審査会	総務部公共施設マネジメント課